

第1章 要件事実論

1-1 要件事実論とは何か

1 要件事実論の役割

要件事実論：ある法律効果を発生させるのに必要十分な要件は何かを考察するもの

これまで、民法を学び、誰が誰に対していかなる請求ができ（あるいは義務を負い）、又、そのためには実体法上いかなる要件が備わらなければならないか、を習得してきた。

しかし、民法上認められた権利を、強制的に実現するには、民事訴訟という手続きを通さなければならない。民事訴訟においては、弁論主義が採用され、ある法律効果を求めるのであれば、当事者からその基礎となる事実を主張せねばならず、又、争いがあれば立証活動をしなければならない。

ある法律効果の発生に必要な事実が真偽不明となった場合に、その事実を基礎とする自己に有利な法律効果の発生が認められないことになる当事者の不利益のことを、（客観的）証明責任という。つまり、証明責任を負う側で、その事実証明をしなければ、その証明責任を負う者にとっては、民事訴訟上不利益な取り扱いがされることになる。

証明責任は、自己に有利な法律効果の発生を主張する者が、その法律効果を定めた適用法規の要件事実について負うことになるので（法律要件分類説）、当事者としては、その主張事実について証明責任を負うことになる要件事実の立証活動を展開しなければならない。

そして、その欲する法律効果を発生させるために必要十分な要件事実がいったい何かを探らなければ、訴訟進行の煩雑をもたらし、引いては当事者の権利が認められないことにもなりかねない。この、ある法律効果を発生させるのに必要十分な要件を探ることが、要件事実論である。

2 具体例

少し，具体例を見てみよう。

<ケース1>

「それは私の所有物だから返してくれ。」という請求権である，所有物返還請求権が認められるためには，いかなる事実を主張立証しなければならないか。

(1) 実体法上の要件

<民法の教科書>

A 北川善太郎『物権（民法講要Ⅱ）〔第3版〕』

「物の返還請求権の要件は，

- ①占有のあるべき物権者に目的物の占有がないこと
 - ②法律上，正当な権原なしにその目的物を占有している者がいること
- である」

B 川井健『民法概論2（物権）〔第2版〕』

<返還請求権の要件>

- ①物権の侵奪があること
- ②返還請求の相手方が地上権，賃借権など占有を正当とする権利を有するときは，侵奪があるとはいえない

C 内田貴『民法Ⅰ（総則・物権総論）〔第3版〕』

「返還請求権の要件は，所有権者が（本来あるべき）占有を奪われていることである」

(2) 要件事実

以上のようなものが，民法上の所有物返還請求権の発生要件である。では，返還を求める原告としては，いかなる事実を主張証明する必要があるのだろうか。

いずれの教科書からも，少なくとも①原告が目的物を所有していること，②被告が目的物を占有していることは，主張証明が必要と見て取れる。

では，「被告が占有権原を有しないこと」は，主張証明する必要があるのだろうか。つまり，原告の側で，被告には何らの占有権原もないことを主張し，証明しなければ，所有物の返還請求が認められないことになるのだろうか。

問 01：所有物の返還請求権の要件事実として、「被告に占有権原がないこと」の主張証明が必要か。

A説（不要説 判例）

理由：① およそ目的物の占有は所有者にあるのが通常であり，所有者以外の者は，占有権原を備えてはじめて，目的物の占有を正当化できる。そうすると，被告の側で占有を正当化ならしめる占有権原の主張証明をするのが合理的である。

② 「被告が占有権原を有しないこと」というのは，被告にはいかなる占有権原もないことを意味するのであり，原告の側で，あらゆる権原が被告に存在しないことを証明することは極めて困難であり（悪魔の証明），当事者の衡平の観点からは相当でない。

(3) 所有物返還請求権の要件と要件事実

所有物返還請求権の発生要件として，民法上は，①原告が目的物を所有していること，②被告が目的物を占有していること，③被告に占有権原がないこと，の3つが必要となる。被告が賃借権などの占有権原を有しているなら，返還請求が認められないからである。

しかし，上でみたように，これを民事訴訟上の要件事実という観点から見ると，所有物返還請求権が認められるための要件事実は，次のものとなる。

- ① 原告が目的物を所有していること
- ② 被告が目的物を占有していること

したがって，原告の側で，わざわざ「被告に占有権原がないこと」を主張し証明しなくとも，①原告が目的物を所有し，②被告がこれを占有しているという事実さえ主張証明できれば，原告の請求が認容されることになるのである。

【MEMO】

1 - 2 要件事実と推定

1 要件事実と民事訴訟

(1) 民事訴訟

民事訴訟は、民法上の権利を実現するための手続である。つまり、原告が審判の対象たる訴訟物（例えば、売買契約に基づく代金請求権）として主張する権利・法律関係の存否を裁判所が判断するものである。

しかし、権利・法律関係というものは観念的な存在であるため、原則として、直接認識する手立てはない。したがって、その権利の存否の判断は、権利の発生・障害・消滅という法律効果の組み合わせによって導くほかはない。

(2) 要件事実と民事訴訟

権利の発生・障害・消滅という法律効果は、その要件に該当する具体的事実が認められるかどうかによって判断することになる。そして、この**法律効果を導くために実体法に定められたもの**が「要件事実」である。

2 要件事実と推定

要件事実に該当する具体的事実を主張証明できないと、それを基礎とする法律効果が認められない。しかし、法律要件分類説に従うと、証明責任を負うことになる当事者に過剰な負担を課し、当事者の衡平に疑義が生じる場合がある。そこで、当事者間の立証責任の衡平を期すために、法律又は判例実務上、「推定」という制度が認められている。

(1) 概説

推定：ある事実に基づいて別の事実の認識を形成すること

推定には、①法律上の事実推定、②法律上の権利推定、③意思推定（解釈規定）、④法定証拠法則、⑤暫定真実及び⑥事実上の推定に分けられる。「権利の推定＝法律上の権利推定」は、このような推定規定の1つである。

(2) 推定

① 法律上の事実推定

法律上の事実推定：法規が、甲事実があるときは、法律効果Aの発生原因事実乙があると推定している場合

e.x. 前後両時点の占有を主張証明すれば、その間の占有の継続が推定される民法 186 条 2 項

取得時効などを主張しようとする場合、一定期間占有の継続が要件とされている（民法 162 条）。しかし、10 年ないし 20 年の占有の継続の立証は極めて困難であることは、想像に難くないであろう。そこで、民法 186 条 2 項は、占有の前後の両時点の証明があれば、その間占有が継続されたものと推定する、とした。この推定規定が働くと、占有の継続を争い、その不存在を主張する側に証明責任が課されることになる。

② 法律上の権利推定

法律上の権利推定：甲事実があるときには、権利・法律効果Aがあると推定する旨が法定されている場合

e.x. 境界線上に設けた物は相隣者の共有に属する物と推定する民法 229 条

法律上の権利推定があると、前提事実の主張立証があれば、法律効果の要件事実を主張証明せずとも、権利・法律関係を判断できる。無論、推定であるので、これを争う相手方は、前提事実の存否を不明にすることで推定規定の適用を排斥したり、あるいは、推定規定が働く場合であっても、権利発生現認の不存在又は消滅事実を証明することで、その効果を覆すことはできる。

③ 意思推定（解釈規定）

意思推定：私人の意思表示の内容について、法が一定の内容を推定している場合

e.x. 期限の利益は債務者のために定めたものと推定する民法 136 条 1 項

④ 法定証拠法則

法定証拠法則：裁判所が一定の事実を認定する際，その根拠とすべき
事実が法定されている場合

e.x. 文書は，その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認
めるべきときは，その文書の成立の真正を推定する民訴法 228 条 2
項 etc

⑤ 暫定真実

暫定真実：前提事実の証明すら不要で，無条件にある規定の要件事実
の推定をして，相手方に証明責任を転換する法技術

e.x. 占有者は，所有の意思をもって，善意で，平穩にかつ公然と占有を
するものと推定する民法 186 条 1 項

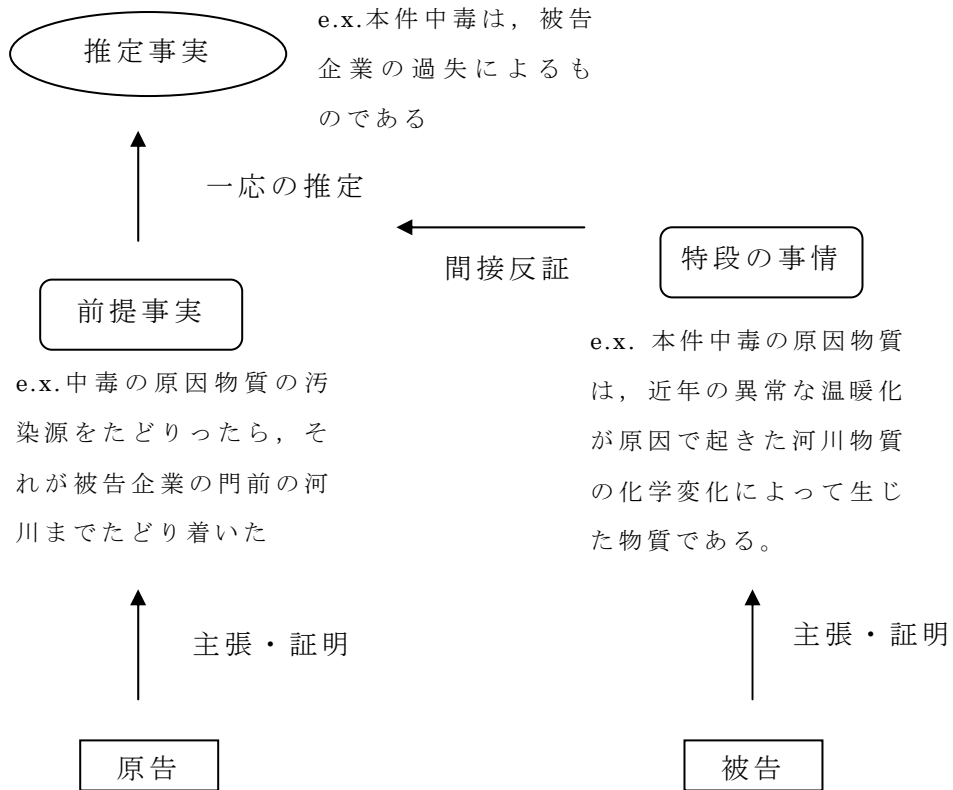
⑥ 事実上の推定

事実上の推定：裁判所が事実認定において，経験則により，ある事実
から別の事実を推認すること

事実上の推定は，経験則を利用した自由心証主義の下における事実認
定過程で働くものである。

そして，通常的事実上の推定よりも高度の蓋然性のある経験則によっ
て前提事実から要証事実を推認する場合があります，これを「一応の推定」
と呼ぶ。一応の推定がされた要証事実が，相手方において推定事実の不
存在を推認する事実（特段の事情）を証明（間接反証）しなければ，推
定事実の存在が認定されることになる。

<一応の推定と間接反証>



1 - 3 結び

以上が，要件事実論についての概要である。

ここからは，簡裁訴訟代理等能力認定考査の問題を検討していくとしよう。